

## 会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人対馬法人会の定款第7条の規定に基づき、この法人の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会費)

第2条 会員は毎事業年度、会費を納入しなければならない。年額会費は、会員1社当たり6,000円とする。

2 前項の会費については、理事会が相当の事由があると認めるときには、これを免除することができる。

### (会費の使途)

第3条 前項の会費は、毎事業年度の管理運営経費に使用する。

### (会費の納期)

第4条 会費の納入は、毎年6月までに1年分を前納するものとする。ただし、新規会員は、入会時に納入するものとする。

2 会費の納入方法は、以下のいずれかの方法によることができる。

- (1) 金融機関を利用しての振込
- (2) 持参
- (3) 集金

### (中途入会の会費及び納期)

第5条 事業年度の中途(10月以降)に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、第2条の規定による会費の半額とする。

2 前項の会費の納入は、請求書の到着後速やかに納入するものとする。

### (会費の滞納)

第6条 会員が定款第9条第4号に該当すると判断した場合、1ヵ月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

### (その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。